

## 羅臼町再生可能エネルギー推進条例

令和7年3月13日

条例第9号

### (目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギーの導入に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者、土地所有者等及び再生可能エネルギー事業者の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入に関する施策の基本となる事項を定めて、再生可能エネルギーの導入及び地産地消を推進し、もって持続可能なまちづくりに資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱(熱利用含む)、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)を利用して得られるエネルギーをいう。
- (2)事業者 町内で事業を営む個人、法人又は団体をいう。
- (3)地産地消 町内で生産された再生可能エネルギーを町内で消費することをいう。
- (4)再生可能エネルギー設備 再生可能エネルギーを電気、熱等に変換する設備及びその附帯設備をいう。
- (5)再生可能エネルギー事業 再生可能エネルギー設備(家電用消費を主たる目的とする再生可能エネルギー設備を除く。)を設置し、電気、熱等を利用する事業をいう。
- (6)再生可能エネルギー事業者 町内で再生可能エネルギー事業を行う個人、法人又は団体をいう。
- (7)事業区域 再生可能エネルギー事業者が再生可能エネルギー事業を行う一団の土地をいう。
- (8)土地所有者等 事業区域に係る土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

### (基本理念)

第3条 再生可能エネルギーの導入は、次に掲げる理念に則り、推進されなければならない。

- (1)地域の自然環境及び社会的背景を理解し、自然環境、景観及び生活環境への影響に十分配慮すること。
- (2)町、町民、事業者、土地所有者等及び再生可能エネルギー事業者が相互に協力しながら

ら一体的に取り組むこと。

(3)地産地消を推進することにより、地域経済の発展及び災害に強いまちづくりに資するよう取り組むこと。

(町の責務)

第4条 町は、再生可能エネルギーの導入に関する総合的かつ計画的な施策を講ずるものとする。

2 町は、町民、事業者、土地所有者等及び再生可能エネルギー事業者に対する支援の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、自ら率先して再生可能エネルギーの導入を推進するものとする。

4 町は、再生可能エネルギーの導入の必要性について、町民及び事業者の理解を深めるため、学習の機会提供及び知識の普及啓発を行うものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、町の再生可能エネルギーの導入に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、町の再生可能エネルギーの導入に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、再生可能エネルギーの導入の推進に努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、再生可能エネルギー事業の実施により、地域の自然環境を損ない、又は災害もしくは公害が発生することがないように、その所有し、占有し、又は管理する土地の適正な管理に努めるものとする。

(再生可能エネルギー事業者の責務)

第8条 再生可能エネルギー事業者は、地域の自然環境、景観及び生活環境に十分配慮し、事故、災害及び公害の防止に努めるものとする。

2 再生可能エネルギー事業者は、地域住民に対し、再生可能エネルギー事業に係る計画の内容及び再生可能エネルギー設備の維持管理の方法を十分に説明し、継続して地域住民の理解を得られるよう努めるものとする。

3 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの導入を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(導入促進区域等の設定)

第9条 町長は、円滑な再生可能エネルギーの導入を推進するため、再生可能エネルギー事業の導入を促進し、抑制し、及び調整を必要とする区域(以下「導入促進区域」という。)を設定するものとする。

2 町長は、導入促進区域等を設定したときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(再生可能エネルギー事業の計画の届出)

第10条 再生可能エネルギー事業を計画しようとする者は、第12条第1項の規定による届出をする前に、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(地域住民への説明)

第11条 再生可能エネルギー設備を設置しようとする者は、次条第1項の規定による届出をする前に、地域住民に対し、再生可能エネルギー事業の内容について説明し、同意を得なければならない。

(再生可能エネルギー設備の設置の届出)

第12条 再生可能エネルギー設備を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公表しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第13条 町長は、必要があると認めるときは、再生可能エネルギー事業者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第14条 町長は、必要があると認めるときは、当該職員に、事業区域に立ち入り、再生可能エネルギー設備の設置状況について調査(以下「立入検査」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定により、立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、再生可能エネルギー事業者及びその関係者に提示しなければならない。

(再生可能エネルギー事業の廃止の届出)

第15条 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギー事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅延なくその旨を町長に届け出なければならない。

2 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギー事業を廃止したときは、関係法令に基づき、再生可能エネルギー設備を適正に処分しなければならない。

3 再生可能エネルギー事業者は、前項の規定による処分が完了したときは、規則で定めるところにより、遅延なくその旨を町長に届け出なければならない。

(勧告)

第16条 町長は、再生可能エネルギー事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、再生可能エネルギー事業者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(1)第10条、第12条第1項又は前条第1項もしくは第3項の規定による届出をしないとき。

(2)第11条の規定による説明をしないとき。

(3)第13条の報告又は資料の提出をしないとき。

(4)前条第2項の規定による処分をしないとき。

(公表)

第17条 町長は、前条の勧告を受けた再生可能エネルギー事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 町長は、前項の勧告による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる再生可能エネルギー事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(補則)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。